【施設基準届出一覧】

当院は、厚生労働大臣の定める施設基準について、以下の届出を行っています。

1. 基本診療料

- ◇医療DX推進体制整備加算
- ◇一般病棟入院基本料(急性期一般入院料1)

◇ハイケアユニット入院医療管理料1

◇診療録管理体制加算3

- ◇医師事務作業補助体制加算1
- ◇急性期看護補助体制加算•看護補助体制充実加算
- ◇療養環境加算

- ◇重症者等療養環境特別加算
- ◇医療安全対策加算1・医療安全地域連携加算1
- ◇感染対策向上加算2・連携強化加算・サーベイランス強化加算
- ◇後発医薬品使用体制加算1

◇バイオ後続品使用体制加算

◇データ提出加算1

◇入退院支援加算1・入院時支援加算

◇認知症ケア加算3

◇せん妄ハイリスク患者ケア加算

2. 特揭診療料

- ◇遠隔モニタリング加算(心臓ペースメーカー指導管理料)
- ◇がん性疼痛緩和指導管理料

◇外来腫瘍化学療法診療料2

◇薬剤管理指導料

◇医療機器安全管理料1

◇検体検査管理加算(Ⅱ)

◇時間内歩行試験

◇CT撮影及びMRI撮影

◇外来化学療法加算2

◇無菌製剤処理料

- ◇心大血管疾患リハビリテーション料 I
- ◇呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ◇静脈圧迫処置 (慢性静脈不全に対するもの)

◇人工腎臓

- ◇導入期加算1
- ◇透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
- ◇経皮的冠動脈形成術 (特殊カテーテルによるもの)
- ◇胸腔鏡下弁形成術

- ◇胸腔鏡下弁置換術
- ◇不整脈手術左心耳閉鎖術 (胸腔鏡下によるもの)
- ◇ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
- ◇ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術 (リードレスペースメーカー)
- ◇両心室ペースメーカー移植術 (心筋電極の場合) 及び両心室ペースメーカー 交換術 (心筋電極の場合)
- ◆両心室ペースメーカー移植術 (経静脈電極の場合) 及び両心室ペースメーカー 交換術 (経静脈電極の場合)
- ◇植込型除細動器移植術 (心筋リードを用いるもの) 及び 植込型除細動器交換術(心筋リードを用いるもの)
- ◇植込型除細動器移植術(経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの)、 植込型除細動器交換術 (その他のもの) 及び経静脈電極抜去術
- ◇両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 (心筋電極の場合) 及び 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術(心筋電極の場合)
- ◇両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術 (経静脈電極の場合) 及び 両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術 (経静脈電極の場合)
- ◇大動脈バルーンパンピング法(IABP法)

◇遺伝学的検査

◇輸血管理料Ⅱ

- ◇輸血適正使用加算
- ◇酸素加算

- ◇保険医療機関間の連携による病理診断
- ◇外来・在宅ベースアップ評価料(I) ◇入院ベースアップ評価料104

3. 入院時食事療養費

- ◇入院時食事療養費 I
 - 管理栄養士により特別に管理された食事が、適時適温で提供されます。
- ◇特別食加算(厚生労働大臣指定食提供時)

令和7年7月1日 現在